

危険物施設保安員について

危険物施設保安員は、一定の危険物施設において、危険物保安監督者の指示のもとで当該危険物施設の構造及び設備に係る保安のための業務を行います。

(1) 対象施設（危険物の規制に関する政令第36条、危険物の規制に関する規則第60条）

危険物施設保安員を置かなければならない危険物施設は、下の表のとおりです。

製造所等の区分	対象となる条件	対象外となる条件 (危険物施設保安員を置かなくてよい施設)		
		火薬類 取締法	鉱山 保安法	その他
製造所	指定数量の 100倍以上	○	○	
一般取扱所		○	○	①消費用の一般取扱所 ②タンク充填用の一般取扱所 ③容器詰替用の一般取扱所 ④油圧装置等の一般取扱所
移送取扱所	すべて		○	

○印は危険物施設保安員を置かなくてよい対象施設

(2) 資格

法令上、必要はありませんが、危険物取扱者の資格がなければ危険物を取り扱ってはいけません（危険物取扱者の立会いがあれば可能）ため、危険物取扱者の免状を持っている方が望ましいでしょう。

(3) 届出

必要はありません。

(4) 業務（危険物の規制に関する規則第59条、62条の6第1項）

- ① 危険物施設の構造及び設備を消防法第10条第4項の技術上の基準に適合するよう維持するために定期及び臨時の点検を行うこと。

- ② ①の点検を行ったとき、点検を行った場所の状況や保安のために行なった措置を記録し保存すること。
- ③ 危険物施設の構造及び設備に異常を発見した場合は、危険物保安監督者その他関係のある者に連絡するとともに、状況を判断して適切な措置を講ずること。
- ④ 火災が発生したとき又は火災発生の危険性が著しいときは、危険物保安監督者と協力して、応急措置を講ずること。
- ⑤ 危険物施設の計測装置、制御装置、安全装置等の機能が適正に保持されるようこれを保安管理すること。
- ⑥ 前①～⑤までのほか、危険物施設の構造及び設備の保安に関し必要な業務
- ⑦ 危険物施設の定期点検